

○国土交通省告示第七百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年六月十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（兵庫県佐用郡佐用町口長谷字砂ノ内地内から同町口長谷字塩谷山地内まで及び兵庫県佐用郡佐用町東中山字広畑ケ地内から岡山県美作市宮本字委細谷地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 兵庫県佐用郡佐用町口長谷字砂ノ内、字向山、字寺谷及び字塩谷山並びに東中山字広畑ケ、字西ノ空道ノ上、字西ノ空、字カキンザコ及び字カキン途地内  
岡山県美作市宮本字真途、字虫尾、字ヨナ谷、字カケノ上へ、字高田ノ下、字山津守、字委細谷、字溝添へ、字半畑及び字唯治郎屋敷地内
- 2 使用の部分 兵庫県佐用郡佐用町口長谷字寺谷及び字塩谷山並びに東中山字カキン途、字西ノ空、字釜坂曲り、字釜坂及び字堂屋敷地内  
岡山県美作市宮本字壱貫清水及び字真途地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**1 法第20条第1号の要件への適合性**

申請に係る事業は、兵庫県佐用郡佐用町口長谷字申山地内から岡山県美作市宮本字穴ヶ途地内までの延長10.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

**2 法第20条第2号の要件への適合性**

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通

大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線（以下「本路線」という。）は、姫路市を起点とし、岡山県を経て、鳥取市に至る延長86kmの路線である。

本路線の沿線には、国宝の姫路城の城下町として発展を続けている姫路市、赤穂浪士やペーロン祭などで知られる赤穂市や相生市、宮本武蔵の生誕地として由来のある観光地が多数ある岡山県美作市、観光地として有名な鳥取砂丘があり二十世紀梨を代表とする農産物や松葉がにを代表とする水産物を京阪神に多く出荷している鳥取県鳥取市があり、近畿地方西部地域や中国地方東部地域の経済及び文化の発展に重要な役割を果たしている。これらの地域は鉄道輸送能力が低く、人的交流及び物流は、その多くが自動車輸送に依存している状況にある一方で、高速道路の整備は立ち後れている状況である。したがって、本路線沿線地域の今後の発展のためには、県内外の主要都市との交流と連携の基盤である高速交通ネットワークの構築が重要な課題となっている。また、本路線沿線地域を縦断する主要幹線道路として一般国道29号、一般国道53号、一般国道179号及び一般国道373号が、山陰、山陽及び播州の各地方を結んでいるが、ほとんどの区間が片側一車線で線形も悪く、特に兵庫県西部地域及び岡山県北部地域に存する一般国道373号においては内陸山間部の谷間を通過することから、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない屈曲部が10箇所存在しており、交通事故が多く発生し、また、自然災害による通行止めが行われるなど、安全かつ円滑な交通が著しく阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、本件区間において、線形の良い自動車専用道路が整備され、高速自動車国道中国縦貫自動車道と接続することから、本件区間沿線地域と県内外の主要都市との交流と連携の基盤である高速交通ネットワークが整備され、自動車交通の高速化及び定時性が確保されることから、本件区間沿線地域の産業・経済・文化の振興及び均衡ある発展に寄与することが認められるとともに、交通事故や自然災害発生時には一般国道373号沿線地域の孤立化を回避し、本路線へ交通の転換が図られ、既存交通網の安全かつ確実な代替機能を有することとなる。

また、順次建設中である本路線及び自動車専用道路である志戸坂峠道路が完成すると、高速自動車国道中国縦貫自動車道や高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と有機的に結合し、山陰、山陽及び播州の各地方を結ぶ広域的な高速自動車交通網が形成され、自動車交通の高速化及び定時性が確保されることから、姫路鳥取線沿線地域の産業・経済・文化の振興及び均衡ある発展に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者である建設省近畿地方建設局及び中国地方建設局（当時）が平成3年7月に「環境影響評価の実施に

ついて」(昭和59年8月閣議決定)に基づき環境影響評価を実施しており、大気質等全ての調査項目で環境基準等を満足すると評価されている。また、起業者は、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降新たに得られた知見をふまえ、平成17年10月及び同年12月並びに平成19年11月に「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)に準じて、任意で上記環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足すると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)における特別天然記念物であるオオサンショウウオが確認されているが、本件事業は河川を橋梁構造で渡河し、河川の改変はごく一部に限られることから影響は極めて小さいと評価されており、また、起業者は工事実施の際に河川の汚濁対策を実施することとしている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサの飛翔が確認されたが、営巣は確認されていないことから本件事業による影響は極めて小さいと認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が8ヶ所存在し、これまでに7ヶ所の発掘調査を行ったが、現地保存が必要な遺物は発見されていない。起業者としては、引き続き残る1ヶ所の発掘調査を行い、岡山県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の必要な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、鳥取市から高速自動車国道中国縦貫自動車道、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線に至る高速交通ネットワーク形成の一区間の整備及び本件区間における一般国道373号の交通事故時並びに自然災害時の沿線地域の孤立化を回避し、安全かつ確実な交通の確保を主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、東側ルート案(以下「申請案」という。)のほか、西側ルート案及び西側東側併用ルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、必要面積及び支障家屋が最も少なく、路線延長、構造物施工延長が最も短く、事業費が最も廉価となることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、本路線の沿線地域においては、高速交通ネットワークの整備が必要とされているとともに、交通事故や自然災害発生時には一般国道373号沿線地域が孤立化し、できるだけ早期に沿線地域の孤立化を回避し、安全かつ確実な交通を確保する必要があると認められる。

また、鳥取市長を会長とし、本路線の沿線自治体の長及び議会議長からなる中国横断自動車道姫路鳥取線（佐用～鳥取間）建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 兵庫県佐用郡佐用町役場及び岡山県美作市役所